

**「国民健康保険限度額適用認定証」
「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」
の交付申請について**

入院や外来で自己負担限度額以上の高額な医療費がかかる場合には、事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付の申請をしてください。

認定証を医療機関などに提示することにより、同一月・同一医療機関での支払いを自己負担限度額までに留めることができます。ただし、柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージの施術は対象外です。

※医療費の自己負担限度額は、年齢・世帯の所得区分に応じて異なります

申請方法

【70歳未満の人】

入院などの前に申請してください。

【70歳以上の人】

住民税が非課税世帯の場合のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されますので申請してください。

住民税課税世帯の人は、医療機関に健康保険証と高齢受給者証を提示するだけで、自己負担限度額までの支払いとなりますので認定証の申請は必要ありません。

- 申請に必要なもの
- ・保険証
- ・印鑑

認定証の更新

認定証の有効期限は7月31日です。現在、認定証をお持ちで8月1日以降も必要な人は、更新が必要です。忘れずに手続きをしてください。

なお、手続きをした月の1日から有効となる認定証を発行するので、8月

医療費の一部負担金の減額、免除および徴収猶予について

国民健康保険に加入している人が、災害や失業などにより収入が減少したことで、医療費の一部負担金の支払いが困難となった場合、一定の基準に該当すると認められると医療機関の窓口で支払う一部負担金が軽減される制度があります。

制度を利用するには、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

- 問い合わせ 保健医療課国保室
- ☎53-2111(内線252~254)

- 問い合わせ 保健医療課国保室
- ☎53-2111(内線252~254)
- または各支所地域福祉課

- 更新手続きに必要なもの
 - ・保険証
 - ・印鑑
- に限度額の適用を受けたい人は、8月中に必ず申請を行ってください。

特別障害者手当・障害児童福祉手当を支給します

これらの手当は、在宅の障がい者や障がい児に支給するもので、受給するには申請が必要です。申請は、身体障害者手帳や療育手帳などが無くてもできますが、障がいの状態によっては支給対象とならない場合があります。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
受給できる人	20歳以上で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする人	20歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする児童
支給額	月額 26,260円	月額 14,280円
支給月	2月・5月・8月・11月	
必要なもの	特別障害者手当認定請求書 所得状況届 医師の診断書(指定様式) 世帯全員の住民票 年金などの証書 前年の年金などの金額がわかるもの 本人名義の預金通帳	障害児福祉手当認定請求書 所得状況届 医師の診断書(指定様式) 世帯全員の住民票 本人名義の預金通帳
所得制限	受給者もしくはその配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得が一定以上の場合、その年の8月から翌年の7月までの間は支給停止となります。	
受給資格がなくなるとき	施設に入所したとき 病院または診療所に継続して3か月を超えて入院したとき	施設に入所したとき

- 問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53-2111(内線245) または各支所地域福祉課地域福祉室